

～生活保護についてお困りの方へ～

日本弁護士連合会・各弁護士会による

全国一斉

生活保護 ホットライン

相談料
無料

生活に困っている方々の相談をお受けし、

生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、

全国一斉電話相談を実施します。

● 例えば、こんな相談に弁護士が応対します。

- ・ 物価高で今の保護費では生活できない。
- ・ 申請書がもらえない。
- ・ 次の理由により申請が受け付けられない。
住所不定（ホームレス）、所持金がある、借金がある、家賃が高すぎる、
持ち家がある、自動車がある、自営業をしている、65歳までは働く、
別の制度（生活困窮者自立支援制度）が利用できる
- ・ 役所（福祉事務所）から次のように言われた。
「保護費を返してください」「辞退届を書いてください」
- ・ 保護費を“天引き”されている。

● 相談料はかかりません。フリーダイヤルで実施するため、電話代もかかりません。



ひんこんはなくす

0120-158-794

2024年12月3日(火)

10:00～16:00

※回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※弁護士会により実施状況が異なります。詳細は日弁連ウェブサイトの実施案内をご覧ください。

日本弁護士連合会・東京弁護士会